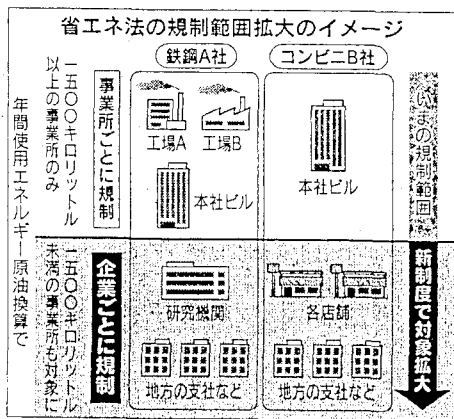


省エネ規制 企業ごと適用

小規模事業所含め計画義務化

業務部門改善促す

経産省方針



経済産業省は、工場など大規模事業所ごとに課している省エネルギー法の規制対象を広げるため、企業ごとに規制を適用する方針を固めた。エネルギー消費に関する定期報告や省エネの中期計画の提出を企業ごとに義務付けるほか、エネルギー効率改善の数値目標も企業ごとに設定することを検討する。

今まで規制対象外のコンビニなど小規模事業所、オフィスなど業務部門の省エネにも規制の網を広げ、温エネにつなげる。

経産省は二十八日に開く総合資源エネルギー調査会（経産相の諮問機関）でこの案を示す。年末までに詳細をまとめ、来年の通常国会での省エネ法改正を目指す。

現在の省エネ法では、年間エネルギー使用量が原油換算で千五百キロワット以上の事業所に対し、エネルギーの使用状況に関する定期報告と企業内に省エネの管理担当者を置くことを義務付けている。あわせてエネルギー効率を毎年一％改善する目標も課している。三千キロ

以上の事業所には、向こう三十五年の省エネ計画の提出も求めており、進捗状況が著しく悪い場合は事業所名を公表したり、百万円以下の罰金を科したりできる。

新制度では、定期報告や省エネ計画提出などの義務を、事業所ごとでは

▼省エネルギー法 第二
二次石油危機を受け、エネルギーの安定確保に向け、省エネ促進を目的に、一九七九年に制定された。大規模な工場や建築物を対象に省エネ計画や進捗の報告を求めたことが柱だった。京都議

なく、一定のエネルギー使用量を超過企業ごとに課す。エネルギー効率年一％改善という数値目標の扱いや、対象とするエネルギー使用量の基準は調査会で検討する。

現在の事業所ごとの規制では、例えばサービス

定書採択後は温暖化対策として規制を段階的に強化している。九八年の改正では家電や自動車メーカーに燃費節約型の開発を義務付けた。二〇〇五年の改正では、報告義務を課す業種に物流など運輸部門を加えた。

業では、デパートや病院など大きな事業所だけが対象になり、大企業であっても小さな店舗や研究機関は規制から外れている。鉄鋼やセメントなどエネルギー多消費型の企業でも工場が規制されるだけで、事務所や本社ビ

ルなどは対象外のケースもある。

新制度後は大企業ならコンビニや外食など小さな店舗もカバーされる見通し。経産省は私立学校や金融機関、ホテルなども規制対象に加えるよう基準をつくる考えだ。

日本は温暖化ガスの排出量を二〇〇八―一二年平均で一九九〇年比六％減らすよう京都議定書で義務付けられている。ただ実際の排出量は〇五年時点で七・八％増。特に

と大きい。省エネ法の規制のカバー率は、製造業など産業部門では八七％なのに対し、業務部門は一三％にとどまっている。新制度で業務部門全体のエネルギー効率向上

につなげる考えだ。

19年 8月 27日

日本経済新聞(朝刊)